

[事案 2019-259] 新契約無効請求

・令和3年1月26日 裁定不調

<事案の概要>

元本割れリスクはないと錯誤して契約した等として、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年7月に銀行を募集代理店として契約した通貨選択型終身保険について、以下の理由により、契約を取り消すとともに、一時払保険料およびこれに対する遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 自宅や銀行店舗で行われた説明および申込手続は、親族の同席、複数募集人による募集、複数回の募集機会の設定がなされておらず、意向に沿った商品であることの確認が不十分であった。これらは、高齢者募集の方法に違反したものである。
- (2) 募集人は、円建でシンプルな他社商品を併せて提示したものの、告知を必要とした他社商品には加入出来ないと決めつけ、より複雑な本契約を申し込ませた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 親族同席を拒否したのは申立人であり、申込手続に当たっては、募集代理店の支店長および保険アドバイザーも同席し、複数回の説明機会を設けた。また、申込手続前日の説明時からは検討時間もあつたうえ、申立人は手続のため募集代理店を事前予約なしに訪れた。
- (2) 募集人による他社保険の提案に対して、申立人は告知することを望まなかったため、同保険に加入できなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込手続時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を実施した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の取消しおよび遅延損害金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があつたため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、最初の説明時に、申立人の子が在宅していることを確認しながら、申立人が同席を望まなかったため、それ以上同席を求めることをしなかったが、2階にいた子に接触するような工夫ができたと思われる。